

湘南花の展覧会 The Enne Mall Flower Exhibition

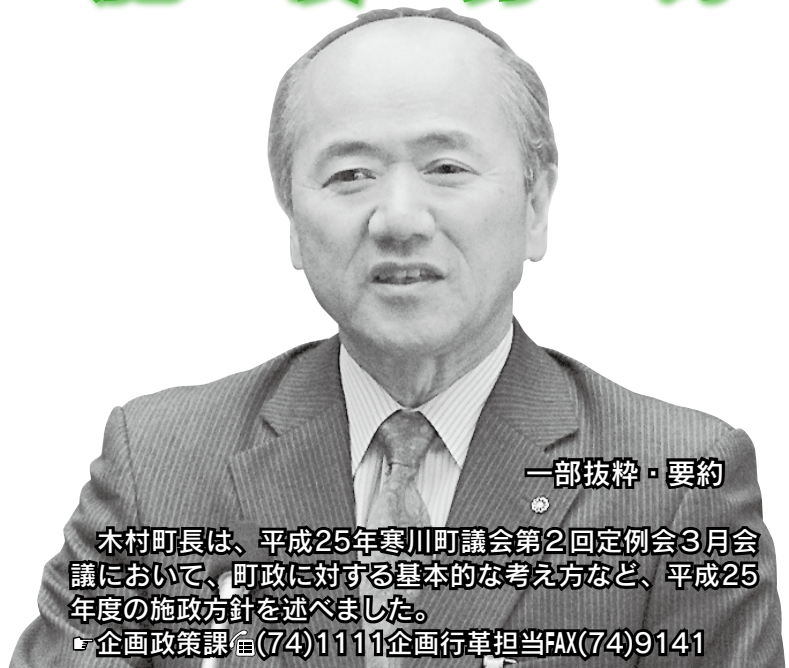


内線番号の表示について

各担当の内線番号については、組織見直しに伴う変更作業中であることから表示しておりません。

広報さむかわ4月1日号の記事についてお問い合わせいただく場合は、担当名をお伝えください。

平成25年度 施政方針



一部抜粋・要約

木村町長は、平成25年寒川町議会第2回定例会3月会議において、町政に対する基本的な考え方など、平成25年度の施政方針を述べました。

企画政策課 電話(74)1111 企画行革担当FAX(74)9141

はじめに

私は平成23年9月、町長に就任以来1年半が経過いたしました。この間、町民の皆さま一人ひとりの個性を結び、それが地域と地域をつなぎ、そこから生まれる絆を深めることが私の役目

であると共に刻み、町政運営にあたつてまいりました。今後におきましても、「未来へつなごう、こどもたちの笑顔」をスローガンに、いつまでも住み続けたい、この町に住んでみたいと思えるまちづくりを町民の皆さまとともに進めてまいります。

町政に対する基本的な考え方

町を取り巻く交通基盤の状況は、早期完成を待ち望んでおりました、さがみ縦貫道路が本年4月に茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまで開通となります。また都市計画道路「藤沢大磯線」も本供用に向け整備が進んでおります。

さらに、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジと藤沢市方面を結ぶ広域幹線道路「(仮称)湘南台寒川線」につきましては、都市計画決定の最終調整に入っております。

県においては、さがみ縦貫道路沿線地域等を対象に、生活支援ロボット関連企業の集積を図ることを目的とした「さがみロボット産業特区」が地域活性化総合特区に指定されるなど、今後、寒川町のポテンシャルは格段に向上してまいります。

このような基盤整備の進む状況をしっかりと踏まえ、町の観光資源でもある寒川神社を活用した観光の拠点づくり、さらには、企業誘致を推進することにより、交流人口を誘い、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めてまいります。

本年度は、町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画が2年目となります。町民ニーズが多様化する中で、この計画を着実に推進するためには、目標指標や財政計画を精査しながら、事業の「選択と集中」を図ることが必要であり、そして何よりも、地域主体・町民協働によるまちづくりが、今後の町政運営の基本であると考えております。今後につきましても、皆さまのご指導・ご協力を賜りながら、「着眼大局、着手小局」により、まちづくりを進めてまいります。

平成25年度予算

総予算額

国民健康保険事業特別会計をはじめとする5特別会計を合わせた全会計の予算額は22.8億1,722万円で、前年度比0.1パーセントの増といたしました。

収入

一般財源の根幹をなす町税につきましては、国において強力な経済対策を打ち出していることから、回復への期待感も膨らんでおりますが、依然として厳しい状況が続いております。

支出

一般会計総額は12.7億8,900万円で、前年度比0.6パーセントの減といたしました。

※平成25年度予算について詳しくは、広報さむかわ予算特集号をご覧ください。

平成25年度予算の主な事業

それでは、平成25年度予算の主な事業について、まちづくりの指針である町総合計画「さむかわ2020プラン」の3つの基本姿勢と5つの基本目標に沿って、順次ご説明申し上げます。

3つの基本姿勢

町民との協働によるまちづくりの推進

町民と行政の対話を充実し、広報等において分かりやすい情報提供に努めるなど町民協働を促進します

広域行政によるまちづくり

藤沢市・茅ヶ崎市と構成する湘南広域都市行政協議会の推進と、海老名市との連携に取り組みます

地方分権の推進と自律的な行財政運営

規制緩和等に対応し、分かりやすく効率的な町組織に改正するとともに、計画的な財政運営を推進します

5つの基本目標

快適でにぎわいのあるまちづくり

安心・安全に活用できる道路の整備や老朽化した橋の詳細設計、豪雨に対応した雨水対策を充実させます
田端西地区など将来を見据えたまちづくりの推進は地元の方との共同作業で進めます

環境と共生したうるおいのあるまちづくり

自然環境を守り育てるための動植物調査や防犯灯などのLED化、焼却灰を含めた廃棄物の資源化など環境負荷の少ないまちづくりを進めます

安心して生きがいのあるまちづくり

全ての町民が心と体の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らせるように健康づくりに取り組みます

子どもの出生を待ち望むご夫婦の不妊治療の助成や妊婦の口腔衛生の向上など新たな取り組みを進めます

家庭や地域の防災力の向上が重要であることから、標高表示を加えた防災マップを全戸配布するとともに、資機材を中心として計画的に備蓄します

豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

生涯学習の推進は、生涯を通して生きがいのある充実した生活を送れるようにそれぞれのライフステージに応じた学習機会を提供します

学校教育は「確かな学力と豊かな心、健やかな体」を育む上で、喫緊の課題である学力向上に取り組みます

「いじめ・不登校・問題行動」など、個々のニーズに応じた支援体制を整えるとともに、生命・人権を尊重した「心の教育」に取り組みます

魅力ある産業と活力のあるまちづくり

各産業間の連携や地域資源に着目した新たな活性化を展開するため、商業振興ではにぎわいのある中心商業地の魅力づくりを、工業

振興では「さがみロボット産業特区」を活用した活性化を、そして農業振興では高品質の農産物を周知し、地産地消を促進し、さらに観光資源でもある寒川神社を生かした魅力ある長時間滞在型の観光拠点づくりに取り組みます

おわりに

以上、平成25年度の町政運営にあたっての基本的な方針と施策概要につきまして、ご説明させていただきました。

冒頭申し上げましたとおり、依然として町にとって厳しい状況が続くものと予測され、このような状況の中では、全ての施策に対して総花的にサービス提供を行うのではなく、事業の「選択と集中」により確実に効果のある施策を重点的に実施するとともに、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源を獲得しながら戦略的に進めていく必要があると考えます。

こうした中、地方自治の本旨である「住民自治」の理念に則り、自治体の足場は地域にあることを踏まえ、今後も町民協働のまちづくりを進めるため、行政のパートナーである町民の皆さまと意見を交わしながら、「地域の中へ」を合言葉に、私自身が職員の先頭に立ち、この難局に立ち向かっていく所存でございます。

つきましては、議員各位をはじめ、町民の皆さまのより一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。私の平成25年度の施政方針といたします。



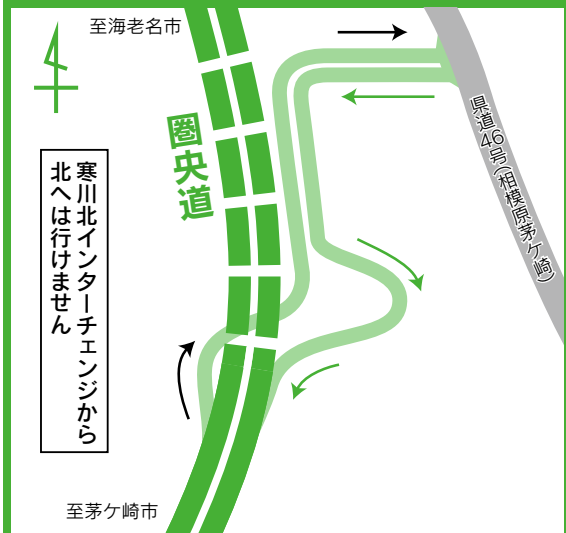
圏央道(さがみ縦貫道路)が 4月14日(日)午後3時から 部分開通します

国土交通省関東地方整備局と中日本高速道路株式会社が共同で整備を進めている圏央道(さがみ縦貫道路)の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの間が開通します。

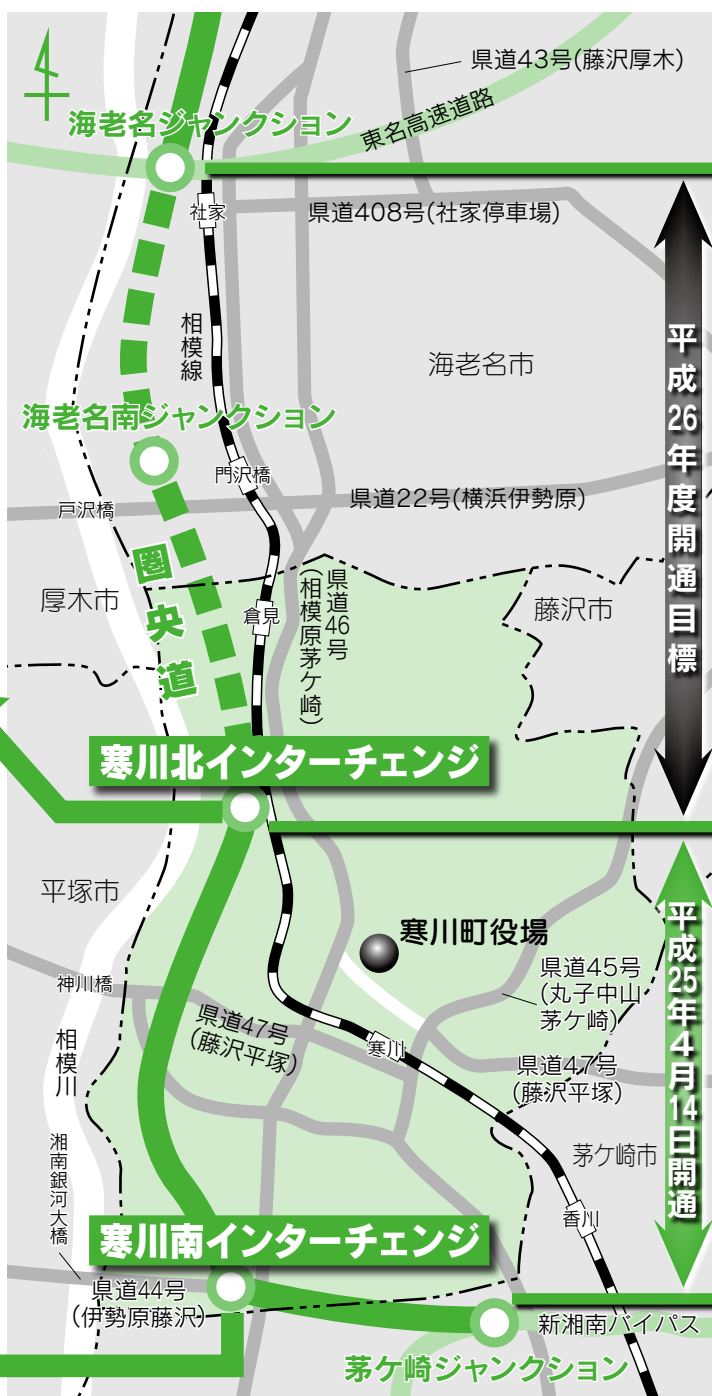
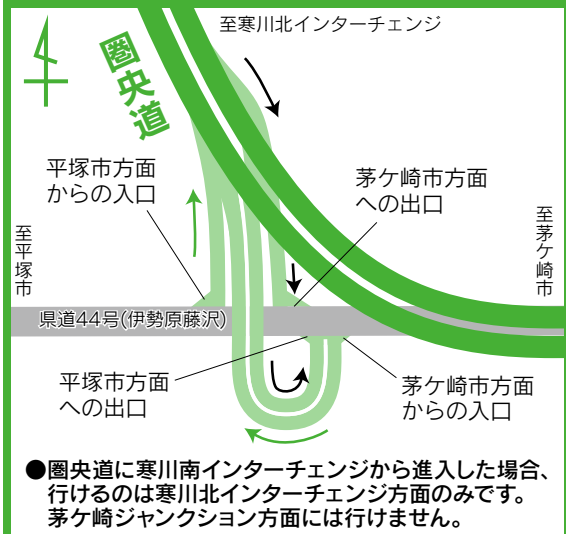
ご注意ください

●圏央道に新湘南バイパスを経由して進入した場合、寒川南インターチェンジでは降りられません。

寒川北インターチェンジ



寒川南インターチェンジ



町について一緒に考えてみませんか 審議会等の委員を募集します

共 通 事 項

応募資格 次の全ての要件を満たしていること

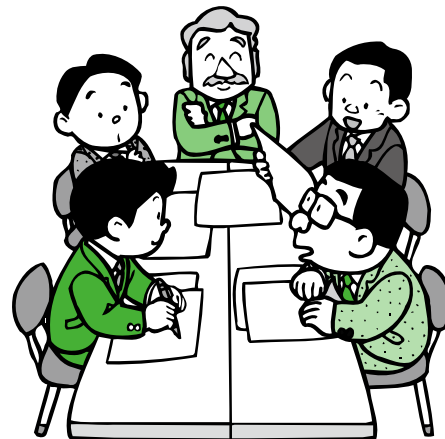
- 町に1年以上在住か在勤または在学の満20歳以上であること
- 任期開始日時点で、町のほかの審議会等の委員でないこと
- 行政機関の職員または町議会議員でないこと
- 任期開始日までの5年間に今回応募する審議会等の公募委員を務めていないこと

申し込み 5月8日(水)までに必要事項を記入した所定の申込書と「私の考え」(様式自由・400字(環境審議会は800字)程度)を各担当課等へ郵送か直接、ファクスまたはEメールで(締め切り日必着)

※申込書は、各担当課等、町役場1階ロビー案内・2階情報公開コーナー、町民センター、町民センター分室、北部・南部文化福祉会館、寒川総合図書館、寒川総合体育館、町ホームページで配布しています。

※Eメールの場合は、町ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。

選考方法 選考委員会で申込書および「私の考え」により選考を行い、結果は文書で通知します。



委員を募集する審議会等の詳細

審議会等の名称	審議会等の概要	任期	人数	年間開催回数	報酬謝礼等	「私の考え」テーマ	問い合わせ(担当課等)
環境審議会	町環境基本計画の推進や見直し、その他環境の保全および創造に関する事項の調査、審議	7月1日 ～ 平成27年 6月30日	3人 以内	4回	日 額 8,700円	「環境問題」に関する意見	☎環境課 環境保全担当 FAX(74)1385
寒川文書館運営審議会	寒川文書館の運営に関して必要な事項について調査、審議	6月29日 ～ 平成27年 6月28日	2人	2回	日 額 8,700円	地域資料の活用について	☎寒川文書館 値(75)3691 FAX(75)3758
地域福祉計画推進会議	第2次地域福祉計画の進行管理について審議	6月1日 ～ 平成27年 3月31日	1人	2回	記念品	地域福祉活動について	☎福祉課 総務担当 FAX(74)5613
さむかわ男女共同参画プラン推進協議会	町の男女共同参画社会実現のために必要な施策等を調査、検討	6月1日 ～ 平成27年 3月31日	2人	2回	記念品	あなたのお家はどうか。家庭も仕事も役割って男女別？	☎協働文化推進課 文化担当 FAX(74)9141
都市計画審議会	土地利用などの都市計画に関する重要事項を調査、審議	6月1日 ～ 平成27年 3月31日	1人	3回	日 額 8,700円	長期視点にたった寒川町の都市づくり・まちづくりについて	☎都市計画課 都市計画担当 FAX(75)9906
総合計画審議会	総合計画の策定および実施に関する基本的な事項について調査、審議	6月1日 ～ 平成27年 3月31日	2人	2回	日 額 8,700円	今後の寒川町について(教育、福祉、産業等)	☎企画政策課 企画行革担当 FAX(74)9141
行政改革推進委員会	行政改革について進捗状況、見直し、計画の策定その他行政改革全般における調査審議、助言、提言	6月1日 ～ 平成27年 3月31日	1人	3 ～ 4回	記念品	行政改革に関する私の考え	
次世代育成支援行動計画地域協議会	子育てしやすいまちづくりのために、町の次世代育成支援対策行動計画を策定し、推進	6月1日 ～ 平成27年 3月31日	1人	4回	記念品	次世代を担う子どもたちのための、あなたの考え方	☎子ども青少年課 子ども家庭担当 FAX(74)5613

※報酬額が日額8,700円の委員については、1日の勤務時間が4時間以内であった場合、報酬額が5,000円となります。

障害のある人に関するお知らせ

「障害者総合支援法に改正されます」

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害のある人の日常生活と社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的に、障害者自立支援法が障害者総合支援法（正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）に改正されます。

障害者総合支援法の概要

(1) 障害のある人の範囲

「制度の谷間」を埋めることができるように、障害者と障害児の範囲に難病等を追加

(2) 障害支援区分の創設

「障害程度区分」を障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされ

る標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める

(3) 障害のある人に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象を拡大
 - ② 共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化
 - ③ 地域移行支援の対象を拡大
 - ④ 地域生活支援事業を追加
- ※(1)と(3)の④は4月1日から、(2)と(3)の①②③は、平成26年4月1日からです。

障害福祉サービス等の手続き

障害者総合支援法によって支給される障害福祉サービスを必要とする場合は、診断書や特定疾患医療受給者証など対象の疾患にかかっていることがわかる証明書を持って福祉課に申請してください。



「重度障害者等医療費助成制度が変わります」

重度障害者等に対して医療費の一部を助成する重度障害者等医療費助成制度を次のとおり変更します。

65歳以上は対象外

4月1日から、65歳以上で重度障害者等となった場合は、重度障害者等医療費助成制度の対象外となります

所得制限を導入

10月1日から、重度障害者等の前年の所得が360万4000円（扶養者なしの場合）以上である場合は、重度障害者等医療費助成制度の対象外となります（扶養者の人数によって所得制限額が異なりますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください）

※重度障害者等医療費助成制度の対象は次のとおりです。

- 身体障害者手帳1～3級のいずれかを持っている人
- （3級は心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害の内部機能障害がある人が対象です）

- 療育手帳A1、A2、B1のいずれかを持っている人
- 知的障害と認定された人のうち知能指数が50以下の人
- 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人

「在宅重度障害者等福祉手当を廃止します」

4月1日に、在宅の重度障害者等に対する各種制度が充実してきたことから、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的に支給してきた在宅重度障害者等福祉手当を廃止します。

※今後、町では、障害者総合支援法による障害福祉サービス等の充実を図ります。

「自立支援医療費（育成医療）の申請窓口が変わります」

4月1日から、身体に障害のある児童が指定された医療機関でその障害を除去または軽減するために治療を受けた場合に医療費を公費で負担する自立支援医療費（育成医療）の申請窓口が茅ヶ崎保健福祉事務所から福祉課に変わります。

※自立支援医療費（育成医療）の対象となる障害は、肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害（一部は先天性のみ）等です。

「福祉タクシー利用助成券を交付します」

在宅の重度障害者等の社会参加と生活圏の拡大の推進を目的に福祉タクシー運賃の一部を助成しています。

対象 町内在住の非課税世帯で次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳所持者で下肢、体幹機能、視覚障害

2級以上の人、上肢、内部機能障害1級の人

●療育手帳Aを持っている人または知能指数が35以下と判定された人

●特定疾患医療受給者証所持者

※人工透析治療者には課税の状況にかかわらず交付。

交付枚数 月4枚（人工透析治療者は月8枚、申請月から年度末月分まで一括交付）

申し込み 4月1日以降に

①身体障害者手帳②療育手帳③特定疾患医療受給者証のいずれか（①と③両方所持している人は両方）を持って福祉課へ直接

※普通自動車税または軽自動車税の減免と本制度との併用はできません。



☎福祉課(74)1111

障がい福祉担当FAX(74)

5613

小災害見舞金制度

区 分	見舞金額(1世帯につき)
全焼、全壊、流失	5万円
半焼、半壊	2万5,000円
床上浸水	1万円
消火損害	1万円

災害見舞金制度

区 分		見舞金額
死亡の場合	未就学児	9万円
	6歳(就学児)から 19歳まで	18万円
	20歳以上	27万円
入院の場合	身体障害者福祉法施行規則別表第5の1級または2級に該当すると認めるとき	
	入院治療を要する傷害を受けたとき	入院5日まで
	6日以上入院したとき	1日につき1,500円(上限7万5,000円)

犯罪被害者支援制度

区分(支給対象)	支給金額
死亡の場合(遺族)	50万円
全治1カ月以上の傷害を受けた場合(被害者)	10万円

災害・犯罪の被害者や遺族のために

予期せぬ災害や事故、犯罪によって死傷した場合、

その被害者や遺族に見舞金などを支給します。

各制度の詳細は次のとおりです。

小災害見舞金制度

対象 自然災害および火災により住宅に被害を受けた世帯(り災証明書の提出が必要です)

支給金額 左表のとおり

災害見舞金制度

対象 被害を受けたときに、町に住民基本台帳があり、実際に住んでいる人で、次のいずれかの事故で死傷した人

●車両などによる人身事故
●電車、船舶、航空機などによる人身事故

●火災、風水害などによる人身事故

※被害者または遺族の故意、重大な過失、違法行為で発生

生じた事故および広範囲における自然災害で災害救助法が適用された場合は、支給されないことがあります。

支給金額 左表のとおり

* * *

申し込み 災害発生から1年以内に、被害者または生計を共にしていた遺族が福祉課へ申し出てください。

☎福祉課総務担当FAX(74)5613

犯罪被害者支援制度

対象 被害を受けたときに、町に住民基本台帳があり、国内または日本国籍の船舶や航空機内で行われた犯罪の被害者またはその遺族

支給金額 上表のとおり

申し込み 犯罪被害の状況により給付を受ける期限が異なります。犯罪被害に遭ってしまったら、速やかにご相談ください。

※4月1日から、犯罪被害者支援制度の窓口が福祉課から町民窓口課に変わります。

☎町民窓口課(74)1111 町民相談担当FAX(74)5613



平成25年度からスタートする新たな取り組み

妊婦の健康を守るための妊婦歯科健診

妊娠中はホルモンのバランスが変化し、虫歯や歯周病などにかかりやすくなり、また妊婦が中等度以上の歯周病にかかると、体重の少ない赤ちゃんを早産する割合が高くなることから、町では、妊婦の健康を守る

ため、平成25年度からスタートする新たな取り組みとして、4月から妊婦の歯科健康診査を実施します。自分自身と赤ちゃんのために歯科健康診査を受けて、安心して出産を迎えましょう。

妊婦歯科健診の受診方法

4月1日以降、母子手帳を交付する際に、妊婦歯科健康診査記録票も併せて配布します。

受診場所 茅ヶ崎市内および町内指定歯科医療機関

町内指定歯科医療機関

歯科医療機関名	住所	電話番号
石黒歯科医院	田端1486	(74)2516
さかきばら歯科クリニック	一之宮1-6-41	(73)1184
白井歯科医院	一之宮1-9-22	(74)6201
タカハシ歯科クリニック	一之宮2-15-27	(74)4184
井上歯科医院	一之宮3-38-16	(74)6480
寒川下里歯科医院	一之宮9-2-13	(74)2210
寒川歯科医院	大曲3-1-16	(74)4121
村岡歯科医院	岡田951-3	(74)6100
中川歯科医院	岡田1034-1	(74)7033
つば川歯科医院	岡田896	(74)4567
玉井歯科	岡田5-5-8	(72)3850
後藤歯科医院	岡田5-14-15	(74)4618
西村歯科医院	岡田7-4-3	(74)1512
井出歯科医院	宮山1776	(75)0102
藤沢歯科医院	倉見490-3	(74)1811
竹田歯科医院	倉見1122-3	(74)2229
神部歯科医院	倉見2035	(75)8200

※茅ヶ崎市内の指定歯科医療機関については、健康・スポーツ課へお問い合わせください。

予防接種が変わります

BCG予防接種

4月1日から、BCG予防接種の標準的な接種期間が変わります。

変更後接種期間 生後5カ月到達したときから生後8カ月に達するまで

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種

4月1日から、子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種が定期接種になります。

費用 500円（生活保護世帯、町民税非課税世帯は免除）
持ち物 妊婦歯科健康診査記録票、母子手帳
※妊娠23週ごろまでの体調が安定しているときに受診することをお勧めします。
※3月29日までに母子手帳

の交付を受けていて、妊婦歯科健康診査の受診を希望する人は、健康・スポーツ課へお問い合わせください。

健康・スポーツ課（74）1111 健康づくり担当
FAX（74）5613

※子宮頸がん予防ワクチンの標準的な接種対象者は中学1年生です。計画的に接種を受けてください。

日本脳炎予防接種

特例で定期接種の対象とする特例対象者の範囲が広がります。

追加対象者 平成7年4月2日から5月31日までの間に生まれた人

健康・スポーツ課健康づくり担当 FAX（74）5613

国民健康保険料の納付について

特別徴収(年金天引き)について

2月の国民健康保険料が特別徴収(年金から天引き)された人は、4月・6月・8月の国民健康保険料が仮徴収となります。仮徴収の額は、2月の国民健康保険料の額と同じです。

また次の条件に該当する人は、4月から新たに国民健康保険料が特別徴収となる可能性があります。該当する人については同月に4月・6月・8月分の仮徴収額決定通知書を送ります。※年間の保険料額についての決定通知は6月に送付します。

特別徴収の対象

次のいずれにも該当する人が特別徴収の対象です。
●世帯主が国民健康保険に加入している

●世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である

●特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である
●国民健康保険料と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えない

口座振替が便利です

忙しくて金融機関等に保険料を納めにくい、納期限をよく忘れてしまうといった人は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は、一度手続きをすれば、納期限ごとに指定の口座から保険料が自動的に引き落とされるため納め忘れがありません。

申し込み 預(貯)金通帳、口座の届け出印鑑、保険料の納入通知書を持って金融機関・ゆうちょ銀行または保険年金課へ直接(ゆ

口座振替開始時期

申し込み先	開始時期
保険年金課	受付月の翌々月納期分から開始
町指定取扱金融機関	金融機関に申し込まれた口座振替は、原則として、毎月20日までに申し込まれた分について、金融機関がその月の25日までに口座振替依頼書を町役場に送付した場合に、翌月納期分から開始されます。

うちよ銀行の申し込みは同課ではできません)
開始時期 左表のとおり
注意事項 残高不足などで振替ができなかった場合は再振替しません。後日、納付書を送付しますので金融機関・ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、または同課で直接納付してください。

PM2.5(微小粒子状物質)について

PM2.5とは 大気中に存在する粒子状物質のうちで粒子の直径が2.5マイクロメートル(0.0025ミリメートル)以下の非常に細かな粒子をPM2.5といいます。

常時監視体制 県では、PM2.5の常時監視を行い、速報値や測定結果を公表しています。

高濃度予報 県では、PM2.5の濃度が日平均値で1立方メートル当たり70マイクログラムを超える恐れがある場合は、高濃度予報の情報を提供します。この数値を超えると健康に影響が出る可能性が高くなると考えられていますが、全ての人に必ず影響が出るというものではありません。県内の測定局の測定結果(速報値)と高濃度予報の情報は、町ホームページでも確認できます。

高濃度予報が出たときは 不要不急の外出、屋外での長時間の激しい運動、換気や窓の開閉をできるだけ減らし、呼吸器系や循環器系に疾患のある人、小児、高齢者などは体調の変化に注意しましょう。

☎PM2.5テレホンサービス ☎045(210)5980
☎環境課 ☎(74)1111環境保全担当FAX(74)1385

休日窓口

国民健康保険と後期高齢者医療保険について、通常の業務時間以外に手続きを受け付ける休日窓口を開設します。

納め忘れた保険料の納付

もできます。この機会にぜひご利用ください。

とき 4月28日(日) 午前

9時〜午後3時

ところ 保険年金課

☎保険年金課 ☎(74)11

11国保・高齢者医療担当

FAX (74) 5613

野良猫・捨て猫を増やさないで

不妊・去勢手術費助成制度

猫はとても繁殖力の強い動物です。生まれる子猫に責任が持てない、または繁殖させる計画がない場合は、飼っている猫に不妊・去勢手術を受けさせましょう。

不妊・去勢のメリット

メスの場合

- 発情に伴って鳴いたり、オスが寄ってきたりしなくなる
- 子宮蓄膿の症や乳腺腫瘍などの生殖器系の病気を予防できる

オスの場合

- 発情に伴って、けんかしたり、鳴いたり、メスを求めて脱走したりしなくなる
- 尿マーキングを抑制できる
- こうがんと、肛門周囲の腫瘍、前立腺の病気を予防できる
- 不妊・去勢手術は、性成熟前に行ったほうが効果的であるといわれています。
- ※殺処分される猫のほとんど

だが、不妊・去勢を受けさせなかったために生まれた猫です。

不妊・去勢手術費助成制度

町では、野良猫や捨て猫の増加を防ぐため、飼い猫の不妊・去勢手術を推奨し、手術費の一部を助成しています。

対象 町に住民登録があり、猫を飼っている人
不妊手術（メス）20件・去勢手術（オス）20件 いずれも先着順（1年度につき1世帯1匹まで）

※手術後も責任を持って飼うこと、助成の交付決定通知を受けてから1カ月以内に町内の動物病院で手術を受けることが条件です。

助成額

- 不妊手術 5000円
 - 去勢手術 3000円
- 申し込み 手術を受ける前

国民年金保険料

納付に関する制度について

学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。学生で収入が少なく保険料を納めるのが困難な場合、申請書を提出し、平成24年中の所得が基準以下であれば、4月あるいは国民年金に加入した月から翌年3月まで保険料の納付が猶予されます。

猶予された保険料は10年以内であれば納めることが

に、印鑑と預貯金通帳などの振り込み先が分かるものを持って、環境課へ直接※申請書は同課窓口や町ホームページで入手できます。

- 環境課 電話(74)1111
- 環境保全担当 FAX(74)1385

できますが、3年度目以降は保険料に加算額がつきますのでご注意ください。

4月30日（火）までならば平成24年4月から平成25年3月までの期間をさかのぼって申請できます。所得は平成23年中が対象です。

対象 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学）などの学生（夜間・定時制課程・通信制課程も対象）

申請方法 次の書類などを持って保険年金課へ
● 平成25年度有効の学生証（コピー可、有効期限が裏面に記載されている場合は裏面のコピーも必要）また是在学証明書

- 年金手帳
- 印鑑（本人が署名する場合合は不要）

※学生納付特例期間の保険料を納める場合は、専用の納付書が必要です。年金手帳と印鑑を持って保険年金課で手続きしてください。

※学生以外の人で保険料を納めることが困難な場合は、免除制度や若年者納付猶予制度がありますので、同課へご相談ください。

前納制度

4月から平成26年3月までの保険料は、月額1万5040円です。保険料の納付期限は翌月末ですが、保険料を前もって一括で納めると割引になる前納制度があります。

例えば、前納用の納付書で1年間分を4月末までに一括で納めていただくと、年間3200円が割引になります。年度途中でも前納できる期間がありますので、希望される場合は、保険年金課へご相談ください。

- 保険年金課 電話(74)1111
- 年金担当 FAX(74)5613

きれいな水を後世に

私たちの生活と水環境

生活と水環境

水質を保全し、より良い環境を次の世代に引き継ぐことは私たちの責務です。

川の汚れの原因は事業所や工場からの排水、家庭からの生活排水です。

川では生活排水の中に含まれている有機物や洗剤などの汚染物質を分解していますが、浄化能力以上の汚染物質が流れ込むと分解されず川は汚れてしまいます。

きれいな水を守るために

きれいな川、水を守るため、次のことに注意しましょう。

- 調理くずや油は流さないようにする
- 台所、洗濯、風呂掃除などには石けんなど分解性の高い洗剤を使用する

● シャンプーやボディソープの使いすぎに注意する

● 川や海などでバーベキューやキャンプをしたときは、調理くずやごみを持ち帰り、川や海で洗浄、洗濯などはしない

● 単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽に転換する

※各家庭が浄化槽を新設するときは、合併処理浄化槽を設置することが義務づけられています。合併処理浄化槽とは、トイレからの排水しか処理できない単独処理浄化槽と比べ、台所、洗濯、風呂などの生活排水も処理できる浄化槽です。

※県、町では県洗剤対策推進方針や生活環境への保全等に関する条例に基づき、分解性の高い洗剤を使うよう呼びかけ、水質改善への努力を求めています。

水質汚染事故を発見したら

水質汚染事故の主な原因は、工場での操作ミスや機械の故障、交通事故、不法投棄など人為的なものです。早期発見・通報により、浄水場などで適切な対応を行うことができ、水道水への被害を最小限に食い止めることができます。

河川で、油が流れていたり、魚が多数浮いていたりしたときは、発見時刻、発見地点、状況をご連絡ください。

▽県寒川浄水場 ☎(75) 1056 FAX(74) 5804

▽環境課 ☎(74) 1111 環境保全担当 FAX(74) 1385

公共下水道の整備を進めます

町では生活環境の改善や公共用水域の水質の保全、冠水解消などを目的に公共下水道の整備を進めています。

平成25年度は二之宮、小谷、小動の各地区の一部で下水道工事をします。工事期間中は交通規制などを実施する場合があります。ご不便やご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。



設置されたマンホール

利用区域を拡大

4月10日(水)から大曲、大蔵、小動の各地区の一部で公共下水道が使えるようになります。該当地域の皆さんへ順次供用開始の「お知らせ」を送付します。「お知らせ」が届いた人は、早めに接続工事をしてください。

▽下水道課 ☎(74) 1111 下水道管理担当 FAX(75) 9906

費用の助成・貸し付け^{あつせん} 幹旋

公共下水道が整備されても、そこへ下水を排水するための排水設備が設置されなければ、下水道は利用できません。排水設備とは、個人や事業場などが自己の敷地内に自費で設置する排水管、排水渠^{はいすいきょ}などの排水施設のことです。土地や建物から発生する下水を公共下水道へ流すための施設です。

町では公共下水道の供用開始から3年以内に接続工事をする場合、工事費の助成または無利子・無担保の貸し付け幹旋をしています。詳しい内容は送付した「お知らせ」をご覧ください。下水道課へお問い合わせください。

▽下水道課 ☎(74) 1111 下水道管理担当 FAX(75) 9906

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

寒 川 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~10%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
9,538千円			25,004千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給した平均額である。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）			142,686千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			407,672円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
全域	10%	350人	全域 0 %

【参考】 神奈川県（県職員）の支給率は、県内全域10%

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		912千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		31,444円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		8.0%	
手当の種類		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	支給区分	左記職員に対する支給単価
感染症接触手当	感染症患者の救護、家屋等の消毒又は病毒汚染物の処理作業に従事した職員	日 額	500円
	感染症家畜又はその疑いのある家畜の防疫業務に従事した職員	日 額	500円
有害毒薬物取扱手当	衛生又は農業関係において人体に有害な又は特に危険性を有する毒薬物を取扱う業務に従事した職員	日 額	500円
行旅死亡人及び変死人取扱手当	行旅死亡人又は変死人を取扱う業務に従事した職員	1 件	4,000円
救急業務手当	救急車による救護作業に従事した消防職員	日 額	500円
	救急救命士法第44条に規定する救急救命措置に従事した救急救命士の資格を有する消防職員	出動 1 回	510円
危険作業手当	現場作業又は高所作業に従事した職員	日 額	500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）		89,957千円
職員1人当たり平均支給年額		250千円
支給実績（平成22年度決算）		90,561千円
職員1人当たり平均支給年額		252千円

(6) その他手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	配偶者	13,600円	13,000円	47,170千円	250,901円
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	7,100円	6,500円		
	配偶者のいない場合の扶養1人まで	11,100円	11,000円		
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等	7,600円	6,500円		
	その他の扶養	5,000円	6,500円		
	特定扶養	5,000円	5,000円		
住居手当	自己所有住宅居住者	12,500円	一円	39,201千円	178,997円
	借家・借間居住者	上限28,800円	上限27,000円		
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額	上限55,000円	15,184千円	66,016円
	交通用具使用者	1,700円～21,100円	2,000円～24,500円		
管理職手当	管理職職員	88,000円～58,000円	139,300円～46,300円	45,546千円	813,321円
宿日直当	宿日直勤務	6,500円	4,200円	1,646千円	9,043円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	町 長	663,200円（829,000円）	
	副町長	605,700円（673,000円）	
	教育長	556,200円（618,000円）	
報 酬	議 長	442,000円	
	副議長	366,000円	
	議 員	339,000円	
期末手当	町 長	(平成23年度支給割合) 3.8月分	
	副町長		
	教育長		
	議 長	(平成23年度支給割合) 4.35月分	
	副議長		
退職手当	議 員	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	町 長	給料月額×在職月数×37.5/100	14,922,000円 任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×25.0/100	8,076,000円 任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×20.0/100	5,932,800円 任期ごと

※ 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

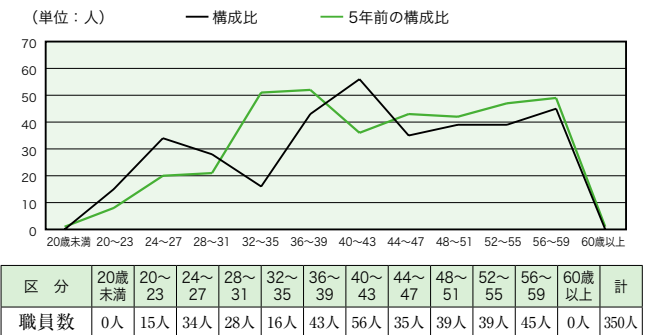
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成23年		
一般行政部門	議 会	5人	5人	0人	業務の見直しによる (参考) 人口1万人当たり職員数42.06人
	総 務	69人	70人	△1人	
	税 務	20人	20人	0人	
	農林水産	6人	7人	△1人	
	商 工	4人	3人	1人	
	土 木	43人	45人	△2人	
	民 生	28人	27人	1人	
	衛 生	27人	29人	△2人	
	小 計	202人	206人	△4人	
特別行政	教 育	65人	65人	0人	業務の見直しによる
	消 防	51人	49人	2人	
	小 計	116人	114人	2人	
計		318人	320人	△2人	(参考) 人口1万人当たり職員数67.06人
会計部門 公営企業等	下 水 道	10人	10人	0人	業務の見直しによる
	そ の 他	22人	21人	1人	
	小 計	32人	31人	1人	
合 計		350人 (394人)	351人 (394人)	△1人 (0人)	(参考) 人口1万人当たり職員数73.81人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 () 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 ^A	実質収支	人件費 ^B	人件費率 ^{B/A}	(参考) 平成22年度 の人件費率
平成 23年度	人 47,418	千円 14,441,984	千円 589,015	千円 3,075,922	千円 21.3	% 23.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 ^A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 ^B	一人当たりの 給与費 ^{B/A}
平成 23年度	人 319	千円 1,227,263	千円 372,142	千円 495,102	千円 2,094,507	千円 6,566

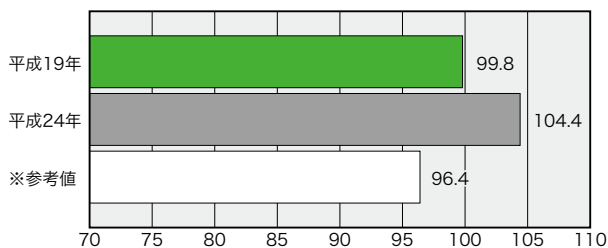
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成24年度の給与抑制措置

町長	給料・地域手当	20%抑制
副町長・教育長	給料・地域手当	10%抑制
管理職手当受給職員	給料・地域手当	6%抑制
その他の職員	給料・地域手当	2%抑制

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【※】参考値とは、国家公務員の時限的な（2年間）給与改正特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	230,200	245,500	262,900	281,600	308,500
最高給料号給の給料月額	243,700	295,800	347,900	391,500	398,200	408,400	433,000	468,100

(注) 給料月額とは、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
寒川町	42.3歳	318,000円	414,640円	385,032円
国	42.8歳	304,944円	—	372,906円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		A/B
	職員数 (人)	平均 年齢 (歳)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額 (円) A	平均給与 月額 (円) B	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額 (円) B
全 体	30	51.2	302,800	360,623	352,673	—	—	—
自動車 運転手	3	56.1	355,900	471,867	421,600	自家用乗用 自動車運転手	53.6	250,800
清掃職員	4	51.6	336,500	400,550	396,050	廃棄物処理 従業員	44.7	288,200
用務員	7	51.0	308,000	375,900	371,567	用務員	53.5	206,600
給食調理員	16	50.3	280,800	323,350	320,575	調理士	41.8	286,300
国	3,479	49.7	270,465	307,506	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		寒 川 町	神奈川県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	I 種181,200円 II 種172,200円
	高校卒	149,800円	144,500円	140,100円
技能労務職 (25歳採用)	高校卒	181,500円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 263,065円	300,644円	348,112円
	高校卒 —	—	306,936円
技能労務職	253,624円	—	341,824円

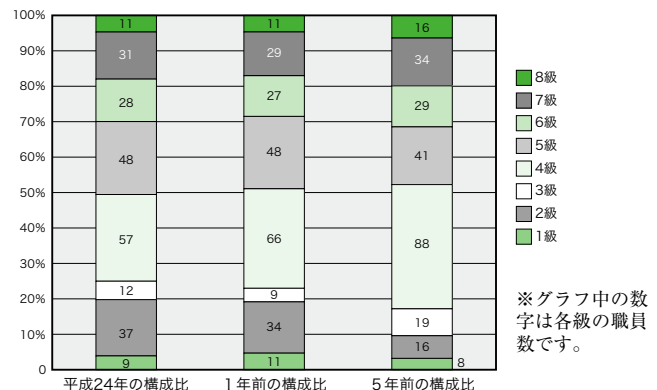
※平均給料月額の未記載箇所は、当該年数に対象者がいない場合

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数 人	構成比 %
8級	部長、担当参事、参事	11	5
7級	課長、専任主幹、専任技幹、主幹、技幹	31	13
6級	副主幹、副技幹	28	12
5級	主査	48	21
4級	主任主事、主任技師	57	24
3級	主任主事、主任技師	12	5
2級	主事、技師	37	16
1級	主事補、技師補	9	4

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※グラフ中の数字は各級の職員数です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定については、平成20年度見直しを実施した。能力評価については毎年12月31日、実績評価については3月31日を基準日とし、評価結果を基に全職員に対し、反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

寒 川 町	神 奈 川 県	国
一人当たりの支給額 (平成23年度) 1,553千円	—	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 による加算措置

(注) () 内は、再任用職員にかかる支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定については、平成20年度見直しを実施した。能力評価については毎年12月31日、実績評価については3月31日を基準日とし、評価結果を全職員に対し、反映させている。

(8) 身体障害者及び知的障害者の任用状況

法定雇用率	2.1%	平成23年度	4.51%
-------	------	--------	-------

(9) 給与改定の概要

平成24年については、給与改定を行いませんでした。

平成24年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）は、給与・ボーナスともに改定はありませんでした。（一般職）

項 目	寒川町の改定状況	国の改定状況
給 料	—	—

(10) 旅費の概要

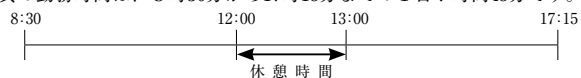
公務出張に要する費用を旅費として支給します。その支給内容の概要は次のとおりです。（平成24年4月1日現在）

鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃等を支給しています。
日 当	外国への出張の日数に応じ定額で支給しています。
食事料	車中泊等をした場合には、夜の食費を支給しています。
支度料	外国への出張、赴任には、支度に要する費用を支給しています。

(11) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要（平成24年4月1日現在）

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分です。



②職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇があたえられます。

（各年1月1日から12月31日）

平成23年の平均取得日数	平成22年の平均取得日数
8.0日	7.4日

③介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

	取得者	
	平成23年度	平成22年度
介護休暇	0 (0)	0 (0)

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

④職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は連続した日単位で部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者	
	平成23年度	平成22年度
育児休業	8 (8)	9 (9)
部分休業	2 (2)	1 (1)

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(12) 職員の分限処分および懲戒処分の状況（平成23年度）

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。分限処分とは公務の能力の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

①分限処分者 合計 1人 ②懲戒処分者 合計 2人

(13) 研修の基本方針・体系の概要と実施状況

①研修基本方針

- ア 住民サービスを充実させるため、職員の接遇能力・説明能力の向上を図り、住民から信頼される職員を育成します。
- イ 住民ニーズの多様化・高度化に伴い、今後増大する行政需要に対し、創造的に取り組み、効果的な企画・行動をおこせる職員を育成します。
- ウ 組織として何を行うべきか、その職務に対し常に問題意識を持ち意識改革を図るとともに、行政目標の実現に向け行動する職員を育成します。
- エ 急速に社会環境の国際化が進む中、国際的・広域的な視野、多角的な視点で行政課題をとらえ、また住民とのパートナーシップにより市民感覚をもって行政を考えられる職員を育成します。
- オ 職務における職員育成（OJT）の重要性について共通認識を持たせ、各職場での職場研修をフォローするとともに職員が自ら学ぶ学習の風土の醸成に努めます。

②研修概要と実施状況

（平成23年度）

1. 職場研修					
2. 職場外研修	A 集合研修	(1) 階層別研修	(A) 町実施研修	新採用職員研修 課長級研修	
			(B) 研修センター実施研修	新採用職員研修 初級研修（主事級対象） 中級研修（主任主事級対象） 新任監督者研修（主査級対象）	
		(2) 実務研修		メンタルヘルス研修	
		(3) 地域別研修		2市1町合同研修 3町合同研修	
		(4) 一般研修		「認知症サポーター養成講座」 自殺対策講演会	
	B 専門派遣研修		市町村研修センター 市町村職員中央研修所 自治大学校 日本経営協会（NOMA） 都市整備技術センター 全国建設研修センター 日本人事行政研究所		
		C 視察研修	行政課題視察研修（実施なし） 自主研究グループ		
		3. 自己啓発研修			

(14) 職員の健康の保持増進

①労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しております。

②産業医による相談窓口、執務環境のチェックを実施しております。

☎総務課 ☎（74）1111 内線214 職員担当 FAX（74）9141

人事行政運営等の状況に関する公表

(1) 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数（定数の範囲内で職員を置いています。）
（各年4月1日現在）

	平成24年度	平成23年度
職員定数	394	394
職員数	350 (14)	351 (19)
	93 (0)	93 (1)

(注) 1. 職種には、一般行政職、技能労務職などがあります。
2. () 内は、短時間勤務職員であり、外数です。
3. 下段は、女性の職員数であり、内数です。

(2) 採用者の状況

①職種別・採用方法別職員数

採用方法は、試験による採用と選考による採用があります。試験採用については、一般行政職の1次試験は教養試験または専門試験、2次試験は作文及びグループ討論を主な内容としています。

	平成23年度		
	試験採用	選考採用	計
一般行政職	10	0	10
	2	0	2
技術職	2	0	2
	0	0	0
合 計	12	0	12
	2	0	2

(注) 各職種の下段は、女性職員の採用者数であり、内数です。

(3) 人事異動制度の概要と実施状況

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することを言います。

平成23年度の人事異動者数

区 分	町長部局	教育委員会
部長級	2 (4)	1 (0)
参事級	2 (3)	0 (0)
課長級	8 (21)	2 (4)
その他	34 (59)	13 (17)
合 計	46 (87)	16 (21)

(注) 1. 「教育委員会」には、校長、教頭、教諭等は含まない。 2. () 内は平成22年度の状況です。
3. 町長部局には、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防を含む。

(4) 女性職員の管理職員への任用

(各年4月1日現在)

年 度	平成24年度	平成23年度
人 数	11	10
全常勤職員に占める割合	3.1%	2.8%
全管理職員に占める割合	19.6%	18.2%

(5) 退職者の状況

退職者には、以下の事由の退職があります。

- 定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合
- 勧奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合
- 自己都合退職：本人の都合により退職する場合
- その他：死亡等による退職等

事由別退職者の数

(平成23年度)

	定 年	勧 奨	自己都合	その他	計
一般行政職	5 (8)	1 (0)	8 (1)	1 (0)	15 (9)
うち管理職	3 (6)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	5 (7)
技能労務職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
うち管理職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	5 (8)	1 (0)	8 (1)	1 (0)	15 (9)
うち管理職	3 (8)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	5 (7)

(注) () 内は平成22年度の状況です。

(6) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

(平成23年度)

職種	常時勤務	短時間勤務
一般行政職	0 (0)	16 (10)
技能労務職	0 (0)	3 (3)
計	0 (0)	19 (13)

(注) 1. () 内は平成22年度の状況です。 2. 職種は再任用時の職種です。

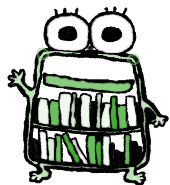
(7) 外郭団体等への管理職の再就職の状況について

退職時に管理職であった者についての外郭団体等への再就職の状況は以下のとおりです。

(平成24年4月1日現在)

再就職先	他の地方公共団体	特定地方独立行政法人	外郭団体	非営利団体(他の項目に該当する者を除く)	営利企業(他の項目に該当する者を除く)	自営業
再就職者数	0	0	0	1	0	0

(注) 外郭団体とは、土地開発公社、(株)さむかわ公共サービスなど、寒川町が資本金または基本金等の25%以上を出資している法人をいいます。



本棚のだ~なくんの この本、知ってる?

『保護者のためのあたらしいインターネットの教科書 おとなの知らないネットの世界』

作 インターネットユーザー協会
出版社 中央経済社

情報

インターネットについて子どもに利用させたり、接続できる機械を持たせたりするときに気をつけたいポイントを「メール」「ネットとゲーム」などのジャンル別にまとめた解説書です。色分けした文章やかわいいイラストと図で複雑なインターネットの世界を分かりやすく解説しています。

子宮がん検診受診希望者は明記してください。電話での同時申し込みもできます。

※就職等で提出する診断書が必要な人は、医療機関で受診してください。

☎健康・スポーツ課健康づくり担当
FAX(74)5613

吸わない人には吸わせない ～受動喫煙を防止しましょう～

「県公共施設における受動喫煙防止条例」を知っていますか。

県では受動喫煙(他人が吸っているタバコの煙を吸い込むこと)から健康を守るため、この条例で次の内容を定めています。

▶県内の学校や病院などは禁煙に、一定規模以上の飲食店や宿泊施設などは禁煙または分煙とし、対象施設はその表示をすることを義務づけています

▶未成年者は保護者同伴であっても、喫煙区域に立ち入ることができません

☎茅ヶ崎保健福祉事務所企画調整課
☎(85)1171内線224

北部文化福祉会館で毎月開催している 催し・教室のお知らせ

北部文化福祉会館では毎月、次の催し・教室を開催しています。申し込みは不要ですので、参加し

てみませんか。詳しくは、広報さむかわに掲載している行事カレンダーをご覧ください。

<おはなし図書館>

とき 原則として毎月第1・3土曜日午前10時30分～11時／対象 幼児～小学校低学年の人(親子の参加も可)／内容 絵本や紙芝居等の読み聞かせ／講師 お話しボランティア

<囲碁・将棋教室>

とき 原則として毎月第1・3土曜日午前10時～11時30分／対象 小・中学生(親子の参加も可)／講師 囲碁・将棋ボランティア

<百人一首かるた教室>

とき 原則として毎月第2土曜日午前10時～11時30分／対象 小・中学生(親子の参加も可)／講師 百人一首かるたボランティア

* * * *

ところ いずれも北部文化福祉会館
☎北部文化福祉会館☎(74)1515
FAX(74)7405

はり・きゅう・マッサージ 受療券を交付します

対象 4月1日現在で、次のいずれかに該当する人

●町内に1年以上在住している75歳以上の人(昭和13年4月1日以前に生まれた人)

●介護保険認定で要介護4または5と認定されている人を在宅で介

情報のひろば

護している同居の家族

交付枚数 年間4枚(1枚利用につき2,500円助成)

申し込み 本人か家族(同居以外の家族は身分証明書が必要)またはケアマネージャー、依頼を受けた地区の民生委員児童委員が本人の印鑑を持って高齢介護課へ直接
☎高齢介護課高齢福祉担当FAX(74)5613

地域交通安全活動推進委員

地域交通安全活動推進委員は、地域の交通安全を守るために活動をしている人で、公安委員会から委嘱されています。

現在、茅ヶ崎警察署管内では25人が活動しており、町内では次の5人が小学校などでの交通安全教育や街頭キャンペーンを行って交通安全について呼びかけたり、地域住民からの交通相談を受けたりしています。

●吉川精二さん●木村義秋さん

●石山睦子さん●新木重光さん

●吉留三千代さん(順不同)

※任期は平成26年12月31日までです。

☎茅ヶ崎警察署☎(82)0110

神奈川県最低賃金の改正

最低賃金には、県内の事業所で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金と県内の特定産業の労働者に適用される特定(産業別)最低賃金があります。

地域別最低賃金は10月1日から時間額849円となり、特定(産業別)最低賃金も非鉄金属製造業および自動車小売業を除く5業種について平成24年12月に改正され、3月1日より発効となりました。

☎神奈川労働局労働基準部賃金課
☎045(211)7354

広告

情報のひろば

☎ 町役場 74-1111

問い合わせ先が町役場の場合、電話番号は省略してあります。
町役場へ郵便は「〒253-0196 ○〇課」へ(住所は不要です)
申し込み時間は、特に記載のない場合午前8時30分から午後5時までです。
申し込み方法の記載がない場合は原則当日受け付けです。

会議の開催

㊤は公開、㊦は非公開①とき②受付時間③ところ④定員⑤内容⑥問い合わせ先⑦非公開の理由※当日、内容によっては部分非公開となる場合もあります。

▶㊤教育委員会定例会

①4月19日(金)午後1時30分から
②午後1時25分まで③分庁舎1階会議室④5人(抽選)⑤未定⑥教育総務課総務担当FAX(75)9907



お知らせ

指定校以外へ就学する場合は手続きが必要です

町教育委員会では、住所により児童・生徒が就学する町立小・中学校を指定しています。

引っ越しなどにより住所が変わった、家庭や児童・生徒本人に特別な事情があるなどの理由で、指定された学校とは異なる学校への就学を希望する場合は、学校教育課へ申請してください。詳しくは同課へお問い合わせください。

☎学校教育課学事担当FAX(75)9907

成年後見相談

認知症や知的・精神障害で、判断能力が不十分である人の財産管理や契約等の法律行為を支援する成年後見制度に対する相談を受け付けます。

本年度は次のとおり年6回実施します。

とき 4月5日、6月7日、8月2日、10月4日、12月6日、平成26年2月7日の金曜日 午後1時～4時(1回30分以内)／ところ 町役場2階町民相談室／対象 町内在住の

人 各日6人(先着順)／相談員 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター会員

申し込み 各相談日の前日までに福祉課へ電話か直接またはファクスで

☎福祉課障がい福祉担当FAX(74)5613

未熟児養育医療制度

4月1日から出生体重が2,000グラム以下で、入院による治療が必要な乳児に対する未熟児養育医療制度の窓口が茅ヶ崎保健福祉事務所から子ども青少年課に変わります。

☎子ども青少年課子ども家庭担当FAX(74)5613

送付します がん検診無料クーポン

町が実施するがん(子宮頸がん、乳がん、大腸がん)検診の費用が無料となるクーポン券を6月上旬ごろ対象者に送付します。

無料クーポン券が届く前に町内指定医療機関で受診した場合は、自己負担額を助成します。詳しくは対象者あての通知をご覧ください。

対象者については、さむかわ健康だよりでご確認ください。

☎健康・スポーツ課健康づくり担当FAX(74)5613

がん集団検診

とき (1)6月16日(日)(2)7月3日(水)(受付時間等は検診の約1週間前に通知します)／ところ 健康管理センター

①対象者(無料クーポン券を持っている人は奇数歳も子宮がん・乳がん検診の対象になります)②費用

▶胃がん((1)のみ)

①40歳以上75歳未満の人②1,300円

▶大腸がん

①40歳以上の人②500円

▶肺がん(X線)((1)のみ)

①40歳以上の人②500円

▶肺がん(X線・喀痰)((1)のみ)

①40歳以上の人(喀痰検査は問診で必要と認められた人のみ)②1,400円

▶子宮がん(頸部)((2)のみ)

①20歳以上の偶数歳の女性②1,200円
※生理期間中または生理後3日以内の人、妊娠中の人を除く。

※婦人科の手術をした人等は事前

にご相談ください。

▶乳がん(視触診併用マンモグラフィ2方向)((2)のみ)

①40歳代の偶数歳の女性②2,500円

▶乳がん(視触診併用マンモグラフィ1方向)((2)のみ)

①50歳以上の偶数歳の女性②2,100円

※乳房の手術や豊胸手術を受けた人、妊娠中や授乳中の人、体内にペースメーカー・カテーテル等がある人は除く。

申し込み (1)は4月16日(火)から23日(火)までの間に、(2)は5月1日(水)から10日(金)までの間に健康・スポーツ課へ電話で、はがき、ファクスの場合は、受診日、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、受診希望項目を記入して、同課へ郵送または送信(締め切り日必着)

※子宮がん検診は成人健康診査と同時受診可。

※年齢は平成26年3月31日時点です。

※75歳以上の人、生活保護受給者、町民税非課税世帯の人は費用免除です。事前にお問い合わせください。

※無料クーポン券が利用できます。

※定員に達し次第締め切ります。

※乳幼児の保育希望者は要相談。

☎健康・スポーツ課健康づくり担当FAX(74)5613

成人健康診査

現在の健康状態を把握し、生活習慣を見直すきっかけにしましょう。

とき 7月3日(水)(受付時間等は健診の約1週間前に通知します)／

ところ 健康管理センター／対象

町に住民登録があり、昭和49年4月1日から平成8年3月31日までの間に生まれた人(学校、会社等で受診した人、妊娠している人は除く)／内容

問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液化学検査、食生活相談、体脂肪測定、みそ汁の塩分測定(油分のない汁を少量持参してください)／費用 700円(生活保護受給者、町税非課税世帯の人は費用免除です)

申し込み 5月1日(水)から10日(金)までの間に健康・スポーツ課へ電話で、はがき、ファクスの場合は、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、受診希望日を記入して、同課へ郵送または送信(締め切り日必着)

※がん集団検診と同日実施のため、

正午／ところ 町民センター／対象 小学生とその保護者 10組(先着順)／講師 町温室組合組合員／費用 子ども1人につき200円(材料費)／持ち物 牛乳パック(1リットル)、工作用はさみ
申し込み 4月1日(月)からJAさがみ寒川営農センターへ電話で
☎JAさがみ寒川営農センター 090(75)6005(午前9時～午後5時のみ)

太極拳

とき 4月12日～26日の毎週金曜日(全3回)午後1時20分～3時10分／ところ 南部文化福祉会館／対象 町内在住か在勤の人／持ち物 上履き、運動のできる服装で
☎西川 090(74)5618

母の日のフラワーアレンジメント

とき 5月12日(日)午前10時～正午／ところ 寒川総合体育館／定員 10人(先着順、親子も可)／費用 1,500円(材料費)／持ち物 はさみ、ごみ袋、作品を入れる袋
申し込み 4月1日(月)からフラワーアレンジメントサークルひまわりへ電話で
☎フラワーアレンジメントサークルひまわり 小林 090(74)0054

キッズエアロビック体験教室

とき・対象 ●4月9日(火)●4月16日(火) いずれも午後3時30分～4時15分・4歳以上の子ど

も 各回12人(先着順)、●4月9日(火)●4月12日(金)●4月16日(火)●4月9日(金) いずれも午後4時15分～5時15分・小学生 各回12人(先着順)／講師 町エアロビック連盟派遣指導者／持ち物 飲み物、タオル
申し込み 4月1日(月)午前9時からNPO法人スポーツクラブ1994へEメールで
☎NPO法人スポーツクラブ1994 杉山 090(2558)8426
✉1994@samukawa.com



企画展示

「本を読んで考える！明るい子育て大作戦」

館内にある育児、家庭教育、子どもの医学に関する資料を展示します。
※資料は一部を除いて貸し出し可。
とき 4月20日(土)～5月26日(日)／ところ 寒川総合図書館
☎寒川総合図書館 090(75)3615
FAX(75)3669

みんなで歌おう「日本の歌」

とき 4月16日(火)午後1時～2時50分／ところ 寒川総合体育館／対象 20歳以上の人 50人(先着順)／講師 近藤和恵さん／費用 500円(教材費、保険代)／

持ち物 飲み物
申し込み 4月1日(月)から同館へ電話か直接
☎寒川総合体育館 090(75)1005
FAX(75)3775



副音声ガイド付き映画会

副音声ガイドが付くので、視覚障害のある人も楽しむことができます。

とき 4月21日(日)午後1時30分～4時／ところ 南部文化福祉会館／作品 「世界の中心で、愛をさけぶ」(上映時間138分)
申し込み 町視覚障害者福祉協会へ電話で
☎町視覚障害者福祉協会 長田 090(2338)2098

さくらまつり

とき 4月7日(日)午前11時～午後2時(雨天の場合は4月14日(日)に順延)／ところ 倉見桜緑道・緑地公園(JX日鉱日石金属株式会社正門脇)／内容 演芸、イベント、模擬店ほか
※桜の開花にあわせ、夕方から桜緑道のちょうちんに点灯します。
☎さくらまつり実行委員会 一ノ瀬 090&FAX(75)3138

タウンピックアップ

湘南ベルマーレの表敬訪問



大槻周平選手(写真中央)と宇佐美宏和選手(写真右)

2月21日、町をホームタウンとしている湘南ベルマーレの2選手が木村町長を表敬訪問しました。

この日訪れたのは、背番号19でフォワードの大槻周平選手と背番号4でディフェンダーの宇佐美宏和選手の2人。

木村町長は、両選手に出荷最盛期を迎えている寒川特産のスイートピーを贈り、「J1の開幕が目前に迫り心が弾んでいます。シーズンは長いので体調管理に気をつけて頑張ってください。J1での活躍を楽しみにしています」とエールを送りました。

2つの団体と災害協定を締結

2月27日、海老名エフエム放送株式会社と「災害時における災害情報等の放送に関する協定」を締結しました。

災害時において、住民に対して提供すべき情報が発生した場合は、町の要請により同社の放送局(FMカオン84.2メガヘルツ)より、災害関連情報を放送します。



茅ヶ崎・寒川新聞販売組合と締結



海老名エフエム放送株式会社と締結

また同日、茅ヶ崎・寒川新聞販売組合と「災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定」を締結しました。

同組合は町の要請に基づいて、災害に関する啓発情報等を新聞折り込みで配布したり、災害時において町内の危険箇所等を発見した場合、その場所や被害状況等を町に報告したりします。

情報のひろば

☎ 町役場 74-1111

問い合わせ先が町役場の場合、電話番号は省略してあります。
町役場あて郵便は「〒253-0196 ○○課」へ(住所は不要です)
申し込み時間は、特に記載のない場合午前8時30分から午後5時までです。
申し込み方法の記載がない場合は原則当日受け付けです。

教室・講座

☎ 町民大学
☎ 町民大学とさむかわゆうゆう学園

◆ 弓道教室

初心者を対象とした弓道教室です。
とき 5月11日～6月29日の毎週土曜日(全8回)午前9時30分～正午／ところ 寒川総合体育館／対象 町内在住か在勤または在学の高校生以上の人 15人(抽選)／講師 町弓道協会会員／費用 200円(下がけ代)
申し込み 4月24日(水)までに健康・スポーツ課へ電話か直接またはEメールで
☎ 健康・スポーツ課スポーツ推進担当FAX(74)5613

◆ 春のテニス教室

とき ●土曜日コース 5月18日～6月8日の毎週土曜日(全4回、予備日6月15日(土))●日曜日コース 5月19日～6月9日の毎週日曜日(全4回、予備日6月16日(日))いずれも午前9時～11時／ところ さむかわ庭球場／対象 町内在住か在勤の高校生以上の初心者または初中級者 20人(抽選)／講師 町テニス協会指導員／持ち物 テニスラケット、運動のできる服装で
申し込み 4月30日(火)までに健康・スポーツ課へ電話か直接、Eメールの場合は住所、氏名、年齢、電話番号、テニスの経験年数を記入して同課へ送信
※両コースの申込み可。抽選となった場合はいずれか1コース。
☎ 健康・スポーツ課スポーツ推進担当FAX(74)5613

◆ 離乳食講習会 かみかみ期

3回食の進め方など講義や、試食を通じて具体的に学びます。
とき 5月27日(月)午後2時～3

開催期間を延長します 岡田遺跡展

岡田遺跡出土の釣手土器が町指定重要文化財になったのを記念して文化財学習センターで開催している岡田遺跡展については、3月末で終了する予定でしたが、各種メディアで取り上げられるなど好評であることから、9月28日(土)まで開催期間を延長することになりました。

ぜひ、会場を訪れ、日本で最大規模の縄文時代の居住址数を誇る同遺跡を体感してください。

☎ 教育総務課社会教育担当FAX(75)9907



時30分／ところ 健康管理センター／対象 9～11カ月の赤ちゃんを育てている人と赤ちゃん15組(先着順)／持ち物 母子手帳、子ども用エプロン・食器・スプーン
申し込み 5月1日(水)から健康・スポーツ課へ電話か直接
☎ 健康・スポーツ課健康づくり担当FAX(74)5613

危険物取扱者試験受験準備講習会

6月2日(日)に実施される危険物取扱者試験に向けて受験準備講習会を開催します。
とき 5月15日(水)午前9時30分～午後5時／ところ 日産車体株式会社湘南工場(平塚市天沼10-1)／費用 9,000円(テキスト代等)
申し込み 4月3日(水)から消防本部予防課へ直接
※受験願書、準備講習会申込書は同課にあります。
☎ 消防本部予防課☎(75)8002 予防担当FAX(75)8080

☎ 南部子どもクラフト教室

＜春の花の寄せ植え＞
とき 4月20日(土)午前10時～正午／ところ 南部文化福祉会館／対象 町内在住の小学生20人(先着順)／講師 南部生涯学習指導員／費用 300円(材料費)／持ち物 作品を入れる袋
申し込み 4月6日(土)午前9時から同館へ費用を持って直接
＜母の日のポケットティッシュケース作り＞
とき 5月11日(土)午前10時～正午／ところ 南部文化福祉会館／対象 町内在住の小学生20人(先着順)／講師 南部生涯学習指導員／持ち物 縫い針、白

糸、はさみ、作品を入れる袋
申し込み 4月20日(土)午前9時から同館へ電話か直接
☎ 南部文化福祉会館☎(75)0281 FAX(75)1777

◆ 満月塾(第1期)

4期に分けて1年間、「生老病死について」をテーマに勉強会を行います。第1期は生まれた事実を学びます。
とき 4月26日(金)、5月25日(土)、6月23日(日)午後5時～7時／ところ 町民センター分室／対象 町内在住か在勤の人 15人(先着順)／講師 鶴岡義彦さん 生涯学習インストラクター
申し込み 4月3日(水)午前9時から町民センターまたは同分室へ電話か直接
☎ 町民センター☎(74)2333 FAX(75)2239
☎ 町民センター分室☎&FAX(75)0021

高齢者ガーデニング教室

とき 4月23日(火)午前10時～正午／ところ 町ふれあいセンター／対象 町内在住の60歳以上の人20人(抽選)／講師 町鉢物部会会員／費用 1,000円(教材費等)
申し込み 4月16日(火)までに町シルバー人材センターへ電話で
☎ (社)町シルバー人材センター☎(74)7622FAX(73)0033

親子で簡単フラワーアレンジ

町内産の花を使って親子で簡単なアレンジメントを作りませんか。
とき 4月20日(土)午前10時～

帽子、鎌、汚れても良い服装・靴で
☞小出川散歩道の会代表 河村
☎(74)2151

町長杯ソフトテニス大会出場者

とき 4月28日(日)午前9時から
(午前8時30分受け付け開始、雨天の場合は5月6日(月)に順延)／
ところ 青少年広場／対象 町内
在住か学または在勤の高校生以上
の人を含むペア／内容 一般の
部、シニアの部／費用 1人500
円(保険代等)
申し込み 4月14日(日)までに町ソ
フトテニス協会へ電話かEメールで
☞町ソフトテニス協会 大矢
☎(75)1275
☐ichinomiya2202005@yahoo.
co.jp

寄 付

<寄付物件>

▶ごみ袋500枚／寄付者 敷島製
パン株式会社パスコ湘南工場／目
的 環境美化促進のため
▶石版1点、書作品4点、軸装1点、
碑拓1点、デジタル・エッチング
1点、井上有一氏以外の作家の作
品5点、ポスター6点、図書5点、
コミック10点、DVD1点、図録

負担額が変わります

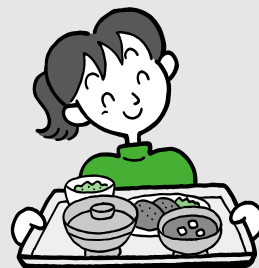
高齢者給食サービス

町内在住で食事の支度が困難な、おおむね65歳以上のひとり暮
らしの人または高齢者のみの世帯の人を対象に、昼食(週4回を限
度)を届ける高齢者給食サービスの負担額が、4月1日から変わ
ります。

<変更前> 1回の利用につき400円

<変更後> 1回の利用につき**450円**

※高齢者給食サービスを希望する場合は、
高齢介護課にある介護予防・生活支援サ
ービス利用(変更)申請書に必要事項を記入し
て同課または地域包括支援センターへ直接
申し込んでください。



☞高齢介護課高齢福祉担当FAX(74)5613

11点、作品集4点、雑誌6点、六
月の風レポート10点、その他／
寄付者 五島研悟さん／目的 図
書館に井上有一氏の資料を置き、
町民や近隣市町の人利用に役立
ててもらうため

☞総務課管財担当FAX(74)9141

ありがとうございました

おわびと訂正

広報さむかわ3月号13ページ
「さがみ縦貫道路(圏央道)開通記

念ウォーキング」において、一般
社団法人寒川総合スポーツクラブ
の住所に誤りがありました。正し
くは田端1560-2です。

広報さむかわ3月号15ページ
「平成24年度 寒川町子ども議
会」において、副議長の平戸芹香
さんの学校名に誤りがありました。
正しくは南小です。

おわびして訂正します。

☞企画政策課広報統計担当FAX(74)
9141

広 告

広 告

情報のひろば

☎ 町役場 74-1111

問い合わせ先が町役場の場合、電話番号は省略してあります。
町役場あて郵便は「〒253-0196 ○○課」へ(住所は不要です)
申し込み時間は、特に記載のない場合午前8時30分から午後5時までです。
申込み方法の記載がない場合は原則当日受け付けです。

募集

成人式実行委員

平成26年1月13日(月)に開催予定の成人式を企画・運営・サポートする成人式実行委員を募集します。6～7回の企画運営会議を予定しています。

対象 平成4年4月2日～平成7年4月1日生まれで町内在住の人 5人／**選考方法** 面接

申し込み 4月12日(金)までに子ども青少年課にある所定の申込書に必要事項を記入して同課へ直接
☎子ども青少年課青少年育成担当 FAX(74)5613

ニコニコリサイクルフリーマーケット出店者

使わなくなった物や、いらなくなった物をごみにする前にもう一度活躍させてみませんか。

飲食物、動植物、リサイクルに関

係のない手作りの物、電気製品の販売およびプロの出店はできません。

とき 5月18日(土)午前10時～午後3時(天候不良の場合は5月19日(日)に順延)／**ところ** さむかわ中央公園／**対象** 町内在住の世帯・グループ 160店(先着順)／**費用** 500円(協賛金等)

※1世帯・グループにつき1区画で、出店場所の希望は不可。

申し込み 4月1日(月)から「フリーマーケット出店希望」、代表者の住所、氏名、電話番号、出店物の主な内容を記入して環境課へ郵送で(4月19日(金)必着)

※申し込みは1世帯・グループにつき1枚まで。

☎環境課資源廃棄物担当 FAX(74)1385

県障害者スポーツ大会参加者

とき・内容 ①6月9日(日)・卓球・サウンドテーブルテニス競技会②7月7日(日)・水泳競技会／**ところ** ①寒川総合体育館②さがみはらグリーンプール(相模原市中央区横山5-11-1)／**対象** 横浜、川崎を除く県内在住か在学の13歳以上(4月1日時点)で身体障害者手帳、療育手帳所持者

※障害の程度、内容によっては参加できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申し込み ①は5月1日(水)まで

に、②は6月5日(水)までに福祉課へ電話か直接またはファクスで
☎福祉課障がい福祉担当 FAX(74)5613

さむかわエコネット 目久尻川クリーン作戦参加者

目久尻川をみんなの手できれいにしませんか。

とき・ところ ●4月20日(土)・寒川大橋～宮山大橋(中里公園集合)●5月18日(土)・宮山大橋～寒川橋(中里公園集合) いずれも午前9時～11時ごろ／**持ち物** 帽子、汚れても良い服装・靴(長靴など)で(軍手、金ばさみ、ごみ袋は用意します)

☎さむかわエコネット事務局(町役場環境課)環境保全担当 FAX(74)1385

☎さむかわエコネット 及川 ☎080(3577)6211(当日のみ)



小出川草刈り清掃参加者

小出川を散歩のできる身近な川にしませんか。

とき・ところ 5月5日(日)午前9時～11時ごろ・追出橋～一ツ橋の右岸(青少年広場集合)／**持ち物**

広告

広告

急病のときは

※事前に必ず連絡をしてからお出かけください。

午後10時以降の問い合わせ

町消防署☎(75)8000

次のようなときは迷わず119番通報してください。

- 呼吸困難であるとき●意識がないとき
- 胸が痛いとき●激しく頭が痛いとき

救急病院(平日の診療時間外や午後10時以降)

寒川病院(宮山193)☎(75)6680

茅ヶ崎市立病院(茅ヶ崎市本村5-15-1)

☎(52)1111

茅ヶ崎中央病院(茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3)

☎(86)6530

湘南東部総合病院(茅ヶ崎市西久保500)

☎(83)9111

じびいんこう

耳鼻咽喉科・眼科急患

日曜日、祝日、年末年始の午前9時～午後5時の診療所は消防署に問い合わせてください。

町消防署☎(75)8000

歯科急患

日曜日、祝日、年末年始の午前9時～午後5時(正午～午後1時は除く)

ところ 茅ヶ崎市地域医療センター☎(52)1611

かながわ小児救急ダイヤル

夜間、子どもの急な体調の変化や症状について、家庭でどう対処すべきか、すぐに医療機関にかかるべきか看護師がアドバイスします。治療や診断は行いません。(毎日午後6時～午前零時)

☎045(722)8000

#8000(携帯電話からでも可)

有効利用の掲示板

譲ります

▶エレクトーン▶ピアノ▶ベッド(シングル)▶ベッド(組み立て式、ライト等付き)▶洋服ダンス▶パソコンデスク(可動式)▶勉強机(いす無し・いす有り)▶ランドセル(黒)▶雛人形▶五月人形▶A型ベビーカー▶籐のいす▶碁盤・碁石▶キジの剥製

求めます

▶二段ベッド▶ベビーベッド▶卓上ミシン▶ミシン▶アップライトピアノ▶倉見幼稚園男児制服120cm(ズボン、ブラウス等)▶相和幼稚園女児制服(スカート110～130cm)▶旭が丘中学校女子制服等一式▶DVDプレイヤー▶一輪車(小学生用)▶子ども用自転車(20インチ以上)▶1人暮らしで使用するもの(冷蔵庫、洗濯機、ガステーブル等)

【平成25年3月15日現在】

町のホームページにも掲載しています。詳しくはお問い合わせください。

☎町民窓口課町民相談担当FAX(74)5613

		休日当番医・健診などの健康事業 (☎=予約制・申込制)
1日	月	
2日	火	
3日	水	
4日	木	
5日	金	
6日	土	
7日	日	☎永田外科☎(75)6075
8日	月	
9日	火	1歳6カ月児健診(☎12:40～13:30)／エイズ相談・検査(☎9～11時)／B型・C型肝炎の検査(☎11:00～11:30)
10日	水	精神保健福祉相談(☎14～16時)
11日	木	
12日	金	7カ月児相談(☎9:00～9:45)／2歳児歯科相談(☎9:45～10:45)
13日	土	
14日	日	☎神部医院☎(74)5000
15日	月	
16日	火	
17日	水	アルコール教室(☎14:30～16:00)
18日	木	
19日	金	
20日	土	
21日	日	☎広田内科クリニック☎(74)2231
22日	月	
23日	火	3歳6カ月児健診(☎12:40～13:30)／エイズ相談・検査(☎9～11時)／B型・C型肝炎の検査(☎11:00～11:30)
24日	水	女性の心の健康相談(☎13:15～16:15)
25日	木	
26日	金	精神保健福祉相談(☎14～16時)
27日	土	
28日	日	☎林こどもクリニック☎(75)8808
29日	月	☎原田内科☎(74)0702
30日	火	

☎=休日当番医 ※診療時間 9～22時(12～13時と17～19時は除く)
健康相談 妊娠出産、子育て、思春期、生活習慣病予防や改善、禁煙、各世代の栄養などについて、保健師、管理栄養士、看護師と相談ができます。
※健康課受付時間 平日 9:30～11:30、13～16時、面談希望の場合は要予約
茅ヶ崎保健福祉事務所では禁煙相談、栄養・食生活相談を随時行っています。(要予約)

土曜開庁 毎月第1・第3土曜日(1月1日～1月3日は除く)の午前中
町民窓口課の窓口を開設しています。

とき 午前8時30分～正午／ところ 町役場1階町民窓口課窓口

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

4月の行事カレンダー

		行事・イベントなど	各種相談(健康・スポーツ課以外) (㊟=予約制)	会議(㊢は公開、㊣は非公開)
1日	月		消費生活相談(㊢10～16時、受付15時まで)／多重債務法律相談(㊢13:15～16:15)【予約および事前相談】	
2日	火			
3日	水		法律相談(㊢13～16時)【㊟】	
4日	木	初心者スケッチ教室[18日]	消費生活相談(㊢10～16時、受付15時まで)	
5日	金	巡回ひろば(㊢10:00～11:30)	成年後見相談	
6日	土	おはなし会㊢／おはなし図書館(㊢10:30～11:00)／こども囲碁・将棋教室(㊢10:00～11:30)		
7日	日	寒川町家族防災会議の日／第63回観桜駅伝競走大会		
8日	月		消費生活相談(㊢10～16時、受付15時まで)	
9日	火	狂犬病予防集合注射[～13日]	人権相談(㊢13～16時、受付15時まで)	
10日	水	手話講習会通訳基礎Ⅱコース[17、24日]	法律相談(㊢13～16時)【㊟】／多重債務法律相談(㊢13:15～16:15)【予約および事前相談】	
11日	木		消費生活相談(㊢10～16時、受付15時まで)	
12日	金	おはなし広場幼児の部(㊢10:30～11:15)	司法書士相談(㊢13～16時)【㊟】	
13日	土	さがみ縦貫道路(圏央道)開通記念ウォーキング／おはなし会㊢／百人一首かるた教室(㊢10:00～11:30)／子ども会説明会		
14日	日	初心者ソフトテニス講習会		
15日	月	子育てひろば(㊢10:00～11:30)	消費生活相談(㊢10～16時、受付15時まで)／多重債務法律相談(㊢13:15～16:15)【予約および事前相談】	
16日	火	子育てひろば(㊢10:00～11:30)		
17日	水	巡回ひろば(㊢10:00～11:30)	木造住宅無料耐震相談(㊢10～16時)【㊟5人】／法律相談(㊢13～16時)【㊟】	
18日	木	父親・母親教室[26日]／子育てひろば(㊢10:00～11:30)	消費生活相談(㊢10～16時、受付15時まで)／心配ごと相談(㊢9～14時)【㊟前日16時まで】	
19日	金			㊢教育委員会定例会
20日	土	南部子どもクラフト教室／企画展示「本を読んで考える！明るい子育て大作戦」[～5/26]／おはなし会㊢／おはなし図書館(㊢10:30～11:00)／こども囲碁・将棋教室(㊢10:00～11:30)		
21日	日			
22日	月	離乳食講習会／子育てひろば(㊢10:00～11:30)	消費生活相談(㊢10～16時、受付15時まで)	
23日	火	巡回ひろば(㊢10:00～11:30)	人権相談(㊢13～16時、受付15時まで)	
24日	水		行政書士相談(㊢9:30～11:30)【㊟】／多重債務法律相談(㊢13:15～16:15)【予約および事前相談】	
25日	木	巡回ひろば(㊢10:00～11:30)	消費生活相談(㊢10～16時、受付15時まで)	
26日	金	満月塾		
27日	土	おはなし広場小学生の部(㊢13:30～14:00)／おはなし会㊢		
28日	日	休日窓口		
29日	月	昭和の日		
30日	火	国民健康保険料、保育料、介護保険料、清掃手数料従量制第4期納付期限		
ところの凡例(問い合わせ先) ㊢=健康管理センター ㊢=町民相談室 ㊢=都市計画課 ㊢=倉見地域集会所 ㊢=町民センター ㊢=北部文化福祉会館 ㊢=南部文化福祉会館 ㊢=一之宮公園管理事務所 ㊢=町民センター分室 ㊢=寒川総合図書館 ㊢=寒川総合体育館 ㊢=中瀬地域集会所 ㊢=社会福祉協議会㊢(74)7621 ㊢=茅ヶ崎市役所 ㊢=茅ヶ崎保健福祉事務所㊢(85)1171 ㊢=大村地域集会所 ㊢=小会議室				

町ホームページを リニューアルします

日本工業規格に対応したページを作成し、情報を整理して提供するため、4月1日に町ホームページをリニューアルします。新しいホームページへの切り替えは同日正午です。切り替え当初は接続しにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

新しい町ホームページの特徴は次のとおりです。
※トップページのURLは変わりませんが、各ページURLは変わります。

<トップページ>

- ▶メニューを限定し、直観的に進めるように構成
- ▶大きなカテゴリの見出しを画像で表示
- ▶緊急災害情報、救急・消防などの生命に関わる情報を最も目が行く左上に配置
- ▶特に大事な情報があったときに表示する「大事なお知らせ」を追加

<新機能>

- ▶文字サイズを変更したり、背景色を変更したり、外国語(英語、中国語、ハングル)翻訳したりできる機能を追加
- ▶イベント・講座・審議会などカテゴリで絞り込み検索できるカレンダーを追加



※ デザインについては変更となる場合があります。



3月1日から2日にかけてテラスモール湘南において、「湘南花の展覧会」を開催しました。2市1町(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)で生産されている花の展覧会や生産者による園芸教室・相談会などのイベントを行い、会場は多くの来場者でにぎわいました。



上から見た会場の様子

来場者投票による「あなたが買うならどの花? 湘南FLOWER総選挙」では、北村武彦さん(倉見在住)のカトレアが約200点の切り花や鉢物の中から湘南FLOWER NO.1に輝きました。

寒川特産のスイートピーは、品質の良さなどから、各種品評会でも優秀な成績を収めています。2月に開催された「第35回神奈川県花き展覧会」では、吉田光晴さん(宮山在住)のスイートピー(品種名リップルラベンダー)が金賞1席、農林水産大臣賞、神奈川県農業協同組合中央会長賞を受賞しました。



吉田光晴さんが育てているスイートピー

3月1日の人口と世帯

人口 47,450人 (21人増)
世帯 18,457世帯 (10世帯増)
() 内は前月との比較
平成22年国勢調査確報値を基に推計しています。

●町公式ホームページ
<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp>

●携帯電話用ホームページ
<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/mobile/m/index.html>



TOWN MAYOR'S EYE 木村町長見聞録

まちづくり懇談会へのお誘い

寒川町のまちづくりについて一緒に考えてみませんか? まちづくり懇談会は、「地域の課題」を皆さんと共に話し合う場です……このような考えのもとに、皆さんとの出会いを求めて平成23年11月に第1回を開催したまちづくり懇談会は、3カ月に1度のペースで既に6回を数え、5月に第7回の開催を予定しています。

始めた当初は、東日本大震災から間もなかったこともあり、地域における取り組み・課題の把握など「地域防災」を主としていた話題が、回を重ねるごとに安心・安全、産業振興、交通、自治会など広範囲に広がっていくのを見て、地域における課題もさまざまと感じました。

今後は、まちづくり懇談会だけでなく、いろいろな場で皆さんと話し合いたいと思っています。皆さんがお集まりの場に何うことも方法の一つだと思っていますので、よろしければご一報ください。皆さんからいただいたご意見を参考に、平成25年度予算への反映も考慮しながら、安心して住み続けられるよう努めてまいります。

桜が舞う中、ピカピカの新入生が行き交う春。気持ちも新たにまちづくりに取り組んでまいります。